

平成26年 2 月 21 日提出

和解の成立について

熊本市中央区水前寺4丁目512番の土地に係る建物収去土地明渡等請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、次のように和解を成立させる。

熊本市長 幸 山 政 史

1 相手方

熊本市中央区水前寺4丁目512番の12の建物及び512番の14の建物（以下これらを「本件建物」という。）の所有者

2 事件名

平成25年（ワ）第443号 建物収去土地明渡等請求事件

3 主な請求内容

市は、相手方に対し、本件建物を収去して、市が所有する熊本市中央区水前寺4丁目512番の土地の一部（以下「本件土地」という。）を明け渡すとともに、本件土地の不法占有に伴う損害賠償金236万9,647円を支払うよう請求する。

4 和解条項

- (1) 市と相手方は、本件土地について、公有財産有償貸付契約書による賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を、平成26年4月1日付けで締結する。
- (2) 相手方が本件契約に基づく賃料を3箇月分以上滞納したときは、本件契約は当然解除となり、相手方は、市に対し、本件建物を収去して、本件土地を明け渡す。ただし、収去及び明渡費用は、相手方の負担とする。
- (3) 前号により本件契約が解除となった場合には、相手方は、市に対し、解除となった日の翌日から明渡し済みまで、1箇月当たり解除時の賃料相当損害金を支払う。
- (4) 市は、その余の請求を放棄する。
- (5) 市及び相手方は、市と相手方との間には、本件に関し、本和解条項に定めるも

ののほかに、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(6) 訴訟費用は、各自の負担とする。

(提出理由)

熊本市中央区水前寺4丁目512番の土地に係る建物収去土地明渡等請求事件について、熊本地方裁判所の和解勧告に従い、和解を成立させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。